

保存期間：5年
(令和9事務年度末)
令和4年10月14日

第2回 国税庁保有行政記録情報の整備に関する技術検証WG

議事要旨

日時：令和4年10月14日（金）11：00～12：05

場所：Web会議

出席者：伊藤伸介座長、宇南山卓委員、土居丈朗委員、国税庁企画課職員

国税庁企画課から、配付資料に基づき、検討内容について説明。その後、以下のとおり委員から意見があった。

- データの提供形態について
 - ・ 準備に時間がかかって、提供開始が遅れるよりは、まずは出来ることから取り掛かり、徐々に拡大していくべきである。
 - ・ リモートエグゼキューションは、送付したプログラムの結果がエラーとなる可能性もあり、実効性が低いと考えられる。
- 提供データの項目について
 - ・ 他の統計情報から観察できない項目から優先して提供してはどうか。
 - ・ 税制の研究においては、住所情報は市町村レベルまでは提供されることが研究の正確性を確保するためには望ましい。
- サンプルデータについて
 - ・ データ利用者がプログラムの正確性を確認する材料としては有用である。また、データ分析のニーズも高まっているため、自由な形で使えるデータがある方が望ましい。
 - ・ 実際の税務データと関係のない架空のデータが想定されることから、その作成にあたっては、あまりコストや手間をかけるべきものではないように思われる。
- データを利用できる者・利用目的の範囲について
 - ・ リサーチアシスタントにも利用を認めるべきだが、利用者なのか研究協力者なのかによって、データへのアクセスについて整理する必要がある。
 - ・ 利用目的の範囲は「税・財政施策に資すること」よりも広い範囲で認めてもよいのではないか。

以上